

# 【通称】保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案（概要）

（保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案）

## 一 目的

- 子どもが健やかに成長できる社会を実現するために保育等従業者（保育士等）が重要な役割を担っているにもかかわらずその賃金が他の業種と比較して低い水準にある
- 小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する多様な需要への対応の重要性が著しく増大している



保育等従業者の賃金をはじめとする**処遇の改善のための特別の措置等を定める**ことにより、優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資する

## 二 保育等従業者処遇改善助成金の支給等

- 保育等従業者の賃金を改善するための措置を講ずる**保育事業者等**に対し、当該措置に要する費用に充てるための**助成金を支給**する
  - 公設公営の施設等については、職員である保育等従業者の給与を改善するための措置を講ずる**都道府県等**に対し、国が**財政上の措置**を講ずる
- ⇒上記いずれも一人当たり**月額1万円**の上昇を想定  
※支給の要件・額等は政令で定める

## 三 保育等従業者の処遇の改善等に関するその他の施策

- ① **人件費比率**その他の情報の取りまとめ及び公表
- ② 保育等従業者等の**就業の継続・潜在保育士の再就職促進**
- ③ 保育等従業者の**業務に係る負担の軽減**
- ④ 保育等従業者の**資質の向上と専門的能力**（病児・病後児保育等）を有する保育等従業者の**育成**
- ⑤ 経験等の**適正評価のための仕組みの構築等**（キャリアカード制度等）
- ⑥ 国民の**関心と理解の増進**

## 四 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の処遇の改善

上記のほか、**児童養護施設の従業者等、放課後児童健全育成事業・放課後子供教室運営事業に従事する者**その他の社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の処遇の改善のために必要な措置を講じる

## 五 施行期日等

- 公布日から**一月を経過した日**から施行
- この法律は、優れた人材の確保に支障がなくなったときに廃止